「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

（ユニット型特養）

社会福祉法人　ライフケア高砂

当施設は介護保険の指定を受けています。

（山口県指定　第３５７０６００２７４号）

〔目　次〕

１．事業の目的と運慶方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．事業者（法人）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４．施設サービスの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５．利用料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

６．利用料金の支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

７．施設を退所いただく場合等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

８．代理人等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

９．サービス利用に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・12

10. 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

11. 非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

12. 事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

13. 身体拘束の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

14. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

15. 守秘義務に関する対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

16. 苦情相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

17. 協力医療機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

18. 損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護３」「要介護４」「要介護５」の認定を受けた方が

対象となります。

１　事業の目的と運営方針

　　社会福祉法人ライフケア高砂（以下｢事業者｣という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ライフケア高砂（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定介護福祉施設サービスを提供します。

２　事業者（法人）の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者番号 | ３５７０６００２７４ |
| 事業者（法人） | 社会福祉法人ライフケア高砂 |
| 所在地 | 〒747-0062　山口県防府市上右田３３４番地 |
| 代表者 | 理事長　上田　巌 |
| 設立年月日 | 平成１２年４月１日 |
| 電話番号 | ０８３５－２２－５５００ |

３　施設の概要

　(1)　施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 特別養護老人ホームライフケア高砂 |
| 所在地 | 〒747-0062　山口県防府市上右田３３４番地 |
| 施設長 | 竹本　秀樹 |
| 開設年月日 | 平成２４年４月１日 |
| 電話番号 | ０８３５－２２－５５００ |
| ＦＡＸ番号 | ０８３５－２２－５５０４ |

(2)　設備の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 居室 | ユニット型個室　１人部屋（４０室） |
| 静養室 | １室　居室で静養する事が一時的に困難な利用者が使用できる静養室を設けます。 |
| 食堂 | ４室　利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。 |
| 浴室 | ４室　ユニットバス２槽・電動個浴槽２槽 |
| 洗面設備 | ４か所　利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。 |
| 便所 | ４室　利用者が使用しやすい適切な便所を設けます。 |
| 医務室 | １室　利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。 |
| 機能訓練室 | ２室　利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設けます。 |
| 面談室 | １室　相談などを行えます。 |
| その他 | 以下の設備を設けています。・介護職員室・看護職員室・調理室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室　 |

<居室の変更>

　　下記に該当する場合は、利用者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

①　利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

②　感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者

（個室への入所期間が30日以内に限る）。

③　著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者。

　(3)　施設の従業者体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 職務の内容 | 員数 |
| 施設長 | 業務の一元的な管理 | １名 |
| 医師 | 利用者の健康管理及び療養上の指導 | １名以上 |
| 生活相談員 | 利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整 | ２名以上 |
| 介護職員 | 介護業務 | 13名以上 |
| 看護職員 | 健康管理・口腔衛生・保健衛生管理 | ２名以上 |
| 管理栄養士又は栄養士 | 食事の献立作成、栄養計算、栄養指導 | １名以上 |
| 機能訓練指導員 | 機能訓練等の指示・助言 | １名以上 |
| 介護支援専門員 | 施設サービス計画の作成・実施 | １名以上 |
| 事務職員他 |  | 必要数 |

(4)　営業時間と定員

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | 月曜日から日曜日まで |
| 事務所営業時間 | 8：00　～　17：00 |
| 定員 | ４０名 |

４　施設サービスの概要

　(1)　介護保険給付対象サービス

　　　次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

　　　「５　利用料等」をご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　類 | 内　　　　　容 |
| 施設サービス計画の作成 | 施設サービス計画を作成します。* 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。
* 施設サービス計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。
* 施設は、原則として６月に１回以上、若しくは利用者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
* 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、利用者又は

代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。 |
| 介　護 | 利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。* 入浴又は清拭は週２回以上行います。
* 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
* おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。
* 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防する為の体制を整備します。
* その他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
 |
| 食　事 | 栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。【食事時間】朝食　８時３０分～９時３０分　　　　　　昼食　１２時３０分～１３時３０分　　　　　　夕食　１７時００分～１８時００分 |
| 相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。 |
| 社会生活上の便宜 | 施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。* 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、利用者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで変わって行います。
* 常に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者とご家族との交流の機会を確保するように努めます。
* 利用者の外出の機会を確保するように努めます。
 |
| 機能訓練 | 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。 |
| 栄養管理 | 利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を計画的に行います。 |
| 口腔衛生の管理 | 歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。 |
| 健康管理 | 医師又は看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。 |

　(2)　介護保険給付対象外サービス

　　　　施設は利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

　　①　特別な食事

　　　　利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

　　②　特別な居室

　　　　利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な居室を提供します。

 　③　貴重品の管理

　　　　　利用者又は代理人の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は、以下の通りです。

　　　・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けている預金

　　　・お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

　　　・保管管理者：施設長

　　　・出納方法：保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

　　　　　　　　　保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しを利用者又は代理人へ交付します。

　　　・利用料金：１か月あたり　１０００円（通帳管理・金銭管理）

　　　　　　　　　１か月あたり　５００円（現金管理のみ）

　　④　教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

　利用者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に

参加していただくことができます。

 ⑤　理美容サービス

 理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

⑥　インフルエンザ予防対策

　　　　利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

　　⑦　利用者の移送

　　　　　　利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。

　　　　【対象地域】　防府市内（無料）

５　利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1)　基本施設サービス費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 単位数(1単位10円) | 費用額〈10割〉 | 利用者負担額 |
| １割 | ２割 | ３割 |
| 介護福祉施設サービス費（1日につき） | 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)  | 要介護１ | 670単位 | 6,700円 | 670円 | 1,340円 | 2,010円 |
| 要介護２ | 740単位 | 7,400円 | 740円 | 1,480円 | 2,220円 |
| 要介護３ | 815単位 | 8,150円 | 815円 | 1,464円 | 2,445円 |
| 要介護４ | 886単位 | 8,860円 | 886円 | 1,630円 | 2,658円 |
| 要介護５ | 955単位 | 9,550円 | 955円 | 1,910円 | 2,865円 |

(2)　加算・減算

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【加算名】 | 単位数(1単位10円) | 費用額〈10割〉 | 利用者負担額 |
| １割 | ２割 | ３割 |
| サービス提供加算 | (Ⅰ) | 22単位/日 | 220円 | 22円 | 44円 | 66円 |
| 看護体制加算 | (Ⅰ)イ | 6単位/日 | 60円 | 6円 | 12円 | 18円 |
| (Ⅱ)イ | 13単位/日 | 130円 | 13円 | 26円 | 39円 |
| 夜勤職員配置加算 | (Ⅱ)イ | 27単位/日 | 270円 | 27円 | 54円 | 81円 |
| 個別機能訓練加算 | (Ⅰ) | 12単位/日 | 120円 | 12円 | 24円 | 36円 |
| (Ⅱ) | 20単位/月 | 200円 | 20円 | 40円 | 60円 |
| (Ⅲ) | 20単位/月 | 200円 | 20円 | 40円 | 60円 |
| 初期加算 | 30単位/日 | 300円 | 30円 | 60円 | 90円 |
| 栄養マネジメント強化加算 | 11単位/日 | 110円 | 11円 | 22円 | 33円 |
| 経口維持加算 | (Ⅰ) | 400単位/月 | 4,000円 | 400円 | 800円 | 1200円 |
| （Ⅱ） | 100単位/月 | 1,000円 | 100円 | 200円 | 300円 |
| 口腔衛生管理加算 | (Ⅰ) | 90単位/月 | 900円 | 90円 | 180円 | 270円 |
| (Ⅱ) | 110単位/月 | 1,100円 | 110円 | 220円 | 330円 |
| 看取り介護加算 | （Ⅰ） | 死亡日以前31日以上45日以下 | 72単位/日 | 720円 | 72円 | 144円 | 216円 |
| 死亡日以前４日以上30日以下 | 144単位/日 | 1,440円 | 144円 | 288円 | 432円 |
| 死亡日以前２日又は３日 | 680単位/日 | 6,800円 | 680円 | 1,360円 | 2,040円 |
| 死亡日 | 1,280単位/日 | 12,800円 | 1,280円 | 2,560円 | 3,840円 |
| （Ⅱ） | 死亡日以前31日以上45日以下 | 72単位/日 | 720円 | 72円 | 144円 | 216円 |
| 死亡日以前４日以上30日以下 | 144単位/日 | 1,440円 | 144円 | 288円 | 432円 |
| 死亡日以前２日又は３日 | 780単位/日 | 7,800円 | 780円 | 1,560円 | 2,340円 |
| 死亡日 | 1,580単位/日 | 15,800円 | 1,580円 | 3,160円 | 4,740円 |
| 褥瘡マネジメント加算　　　　　　　　　 | (Ⅰ) | 3単位/月 | 30円 |  3円 |  6円 | 9円 |
|  | (Ⅱ) | 13単位/月 | 130円 |  13円 |  26円 | 39円 |
| 科学的介護推進体制加算 | (Ⅱ) | 　50単位/月 | 500円 | 50円 | 100円 | 150円 |
| 安全対策体制加算(入所初日) | 20単位/日 | 200円 | 20円 | 40円 | 60円 |
| 生産性推進体制加算 | (Ⅱ) | 10単位/月 | 100円 | 10円 | 20円 | 30円 |
| 介護職員等処遇改善加算 | (Ⅰ) | 14.0％ |

①　サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ･Ⅱ･Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

②　看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

③　夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

④　個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑤　外泊時費用加算（居宅サービスを利用した場合）

　　介護老人福祉施設の入所者が居宅に外泊し、特別養護老人ホーム等から居宅サービスを

提供した場合

＊１月につき６回まで。外泊時費用を算定している場合は算定できません。

⑥　初期加算

介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。

入所・入居・登録をした日から起算して30日以内

⑦　栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を

行っている場合は70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師・管理栄養士・看護師などが共同作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合

⑧　経口維持加算

医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合

⑨　口腔衛生管理加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月1回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合

⑩　看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した利用者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、利用者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

⑪　褥瘡マネジメント加算

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（PLAN）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（DO）、当該実施内容の評価（CHECK）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（ACTION）といったサイクル（以下「ＰＤＣＡ」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合

⑫　科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

⑬　安全対策体制加算（入所初日）

入所者の介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の

機会を定期的に実施している場合、入所者につき.入所初日に限って算定

⑭　生産性向上推進体制加算

介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

⑮　介護職員処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

⑯　協力医療機関連携加算　協力医療機関との間で情報共有の会議を定期的に開催する

(3)　その他の費用

①　食事の提供に要する費用

ア　基本料金　１日当たり　１４４５円

（朝３４５円、昼６００円、夕５００円）

イ　入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に取った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に取った食数にかかわらず１日当たりの額とします（全ての食事を取らない場合を除く。）

②　居住に要する費用

　基本料金　入所・退所の時間にかかわりなく１日当たり

ユニット型個室（２，０６６円）

④　利用者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者又は代理人が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

⑤　理美容代

　　実費（理美容事業者へ直接お支払いください。）

　　⑥　利用者の移送に係る費用及び距離

　　　　【対象地域】　防府市内（無料）

 　⑦　契約書第１９条に定める所定の料金

 　 　　利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（１日当たりご利用料金の50％）

* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２月前までにご説明します。

　＜その他＞

ア　利用者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用（実費）（材料代等の実費をご負担いただきます。）

・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額

１複写につき１０円

・インフルエンザ予防対策（実費）

　　　　イ　各種交付手数料1,000円　、申請代行（介護認定に係る申請を除く）3,000円

　＜居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)＞

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

【令和６年８月1日より】

（日額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 区分利用者負担 | 居住費 | 食費 |
| ユニット型個室 |
| 生活保護受給の方 | 段階１ | 880円 | 300円 |
| 世帯全員が | 市町村民税非課税の老年福祉年金受給の方 |
| 市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方 | 段階２ | 880円 | 390円 |
| 非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下 | 段階３① | 1370円 | 650円 |
| 非課税かつ本人年金収入等が120万円超 | 段階３② | 1370円 | 1,360円 |
| 世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税  | 段階４ | 2066円 | 1,445円 |

６　利用料金のお支払方法

利用料は、１月ごとに計算し、翌月の２０日までにご請求いたしますので、請求された月の末日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

①　利用者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし

②　指定口座への現金振込み

７　施設を退所いただく場合等

(1) 利用者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

①　要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

②　施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

③　施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

④　施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤　利用者又は代理人から退所の申し出があった場合

⑥　施設から退所の申し出を行った場合

(2) 利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①　介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

②　施設の運営規程の変更に同意できない場合

③　利用者が入院された場合

④　施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを

実施しない場合

⑤　施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑥　施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、

又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦　他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある

場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

1. 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、

故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を

生じさせた場合

1. 利用者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが６ケ月以上遅延し､相当期間を定めた

催告にもかかわらずこれが支払われない場合

1. 利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、

他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどに

よって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

1. 利用者が連続して７日以上病院・診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合

⑤　利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

①　検査入院等７日間以内の短期入院の場合

 　７日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。

ただし、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

②　７日間以上３月以内の入院の場合

　　　７日以上入院される場合には、契約についてご相談をさせていただき、解約とさせていただく場合があります。ただし、契約を解除した場合で、３月以内に退院された場合には、再び施設に優先的に入所できるよう努めます。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③　３月以内の退院が見込まれない場合

 　 　３月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、施設に再び優先的に入所することはできません。

(5) 円滑な退所のための援助

利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、施設は利用者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

①　適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

②　居宅介護支援事業者の紹介

③　その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

８　代理人等について

(1)　施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

①　代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

　②　代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

　③　連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2)　代理人の職務は、次の通りとします。

　①　利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第3条に定める同意又は要請、同第7条3項、

第9条3項、第18条1項、第19条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を

代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

②　利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3)　連帯保証人の職務は次の通りとします。

　　　利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4)　身元保証人の職務は、次の通りとします。

　　　　利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れ

ない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5)　連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

①　連帯保証人の負担は、極度額３００万円を限度とします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、

確定するものとします。

③　施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

1. 連帯保証人が死亡または破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について

成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

９　サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

①　利用者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。

②　利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2）禁止行為等

1. 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等はご遠慮下さい
2. 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うことはご遠慮下さい
3. 施設内での金銭及び食物等のやりとりについてはご遠慮下さい
4. 従業者に対する贈物や飲食のもてなしについてはご遠慮ください
5. 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
6. その他決められた以外の物の持ち込みについてはご遠慮下さい

10　緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医

又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

11　非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行う

など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の

場合には、損害賠償を速やかに行います。

13　身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ

十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに

緊急やむを得ない理由について記録します。

14　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、

従業者教育を行います。

15　守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16　苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室　窓口担当者：片山五郎昭（副施設長）

ご利用時間：月～金曜日　８時００分～１７時００分

ご連絡先　　電話番号　０８３５－２２－５５０１ メール：tokuyo@life.care.takasago.jp

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

防府市高齢福祉課

　　　山口県防府市寿町７－１

　　　　　　　電話番号：0835-23-2128　fax：0835-27-0098

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

山口市山口総合支所介護保険課

　 山口市亀山町２－１

　　 電話番号：083-934-2795　fax：083-934-2669

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

山口県国民健康保険団体連合会介護保険課

　 山口県山口市朝田１９８０－７

　　 電話番号：083-995-1010　fax：083-934-3665

受付時間　9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

※第三者委員　　氏名　湯浅　克彦　住所　防府市大字高井８３７番地の２

電話番号　0835-23-0438

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

17　協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、

速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

　名称　ライフクリニック

　住所　防府市上右田３３４

【協力医療機関】

名称 防府消化器病センター

住所 山口県防府市駅南町１４－３３

【協力医療機関】

名称 山口はくあい病院

住所 山口県防府市お茶屋町２丁目１２番地

【協力歯科医療機関】

名称 周陽歯科医院

住所 山口県防府市新田５９０－３

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18　損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

②　利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

1. 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
2. 利用者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が

発生した場合

令和　　年　　月　　日

指定介護老人福祉施設のサービスの提供の開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

（署名又は記名・押印）

所在地　　山口県防府市上右田３３４番地

施設名　　特別養護老人ホームライフケア高砂

施設長　　竹本　秀樹　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

説明者　（役職）　　　　　　（氏名）　　　　　　　　　　　印

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から指定介護福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

＜利用者（契約者）＞

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＜代理人＞

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

＜連帯保証人兼身元保証人＞

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号